

# 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理 機構の平成22年度の業務実績の評価結果

平成23年8月19日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成22年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「施設整理機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は同改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」という。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的として、平成17年10月1日に新たに発足した独立行政法人である。

※1 平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成22年法律第48号）により、施設整理機構の存続期限が2年間延長された。

※2 平成23年6月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）により、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、社会保険病院・厚生年金病院等（併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の運営・管理等を目的とした「独立行政法人地域医療機能推進機構」（以下「新機構」という。）に今後改組されることになった。

なお、改組日は、当該改正法の公布の日（平成23年6月24日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

本年度の施設整理機構の業務実績の評価は、厚生労働大臣が定めた中期目標（平成17年度～24年度）の第6年度（平成22年4月～23年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成21年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人の事務・事業の見直しの方針（平成22年12月7日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成21年度における

厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成22年12月22日同委員会。以下「2次意見」という。）及び「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」（平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）等も踏まえ、評価を実施した。

施設整理機構は、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立って、施設整理機構設立後（平成17年10月）から平成22年9月までの5年間で全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）を譲渡又は廃止することを使命とし、譲渡に当たっては、価格は極力高く、かつ、全ての施設を譲渡するという、両立が極めて困難な2つの大きな使命（ミッション）を与えられていたことから、施設整理機構の評価に当たっては、

- ・ 施設整理機構設立後から平成22年9月までの5年間で施設整理機構に出資した全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止をする
  - ・ 各年度にあっては、年度計画に定める年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止をする
  - ・ 年金資金等の損失を最小化する観点から、適正な譲渡価格を設定するといった事項についての達成状況、具体的な取組方法、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮及び地方公共団体との協議など、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮した総合的な評価をこれまで実施してきたが、これに加え、2度にわたる独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律により、平成22年8月公布の法改正では存続期限が2年間延長され、また、平成23年6月公布の法改正では新組織へ改組されることとなったが、平成22年度時点では、新組織への改組について不透明な状況であったという特異な経過を踏まえ、本年度の評価については、
  - ・ 施設整理機構の当初の使命（ミッション）は、5年間で年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）を譲渡又は廃止することであったこと
  - ・ 平成22年度においては、平成22年8月の法改正により、施設整理機構の存続期限が2年間延長された一方、社会保険病院等については、最終的な受け皿組織が決まらない中で運営・管理を行い、厚生労働大臣からの譲渡指示に備えてきたこと
- から、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止と社会保険病院等の運営・管理又は譲渡への対応を分けて評価を行うとともに、年金福

祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡に関しては、平成22年9月までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設全ての譲渡が完了すべきとされたことから、譲渡完了に至る期間を含めて評価を行った。

また、従来からの施設整理機構の設置目的を達成するに当たって、トップマネジメント機能が有効に発揮されたかについても評価した。

なお、当委員会では施設整理機構の目的である年金資金等の損失を最小化する観点での実績等の評価に当たっては、施設整理機構へ出資された施設の出資価格を一つのメルクマールとして評価を行った。

## （2）平成22年度業務実績全般の評価

年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡は、実質的に平成21年度までにはほぼ全て終了しており、平成22年度における決算ベース（入金ベース）での譲渡実績は18施設56物件約491億円、計画比75億円のプラス、出資価格対比では109.9%であった。この結果、社会保険病院等を除くすべての年金福祉施設等の譲渡が完了し、発足以来の実績は売却額2,185億円で、出資価格対比184億円のプラス、109.2%となっており、出資価格総額を上回る売却額を確保した。

これは、各施設の事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体からの支援策の取り付けなど資産価値向上のための取組の成果であり、大いに評価できる。

また、施設の事業継続については、前述のように事業価値、不動産調査の詳細及び買受希望者のマーケティング活動等の結果、施設譲渡時に事業を行っていた258施設のうち74%にあたる192施設について事業が継続されており、引き続き公共性に配慮した事業継続への取組みの成果は極めて大きいものと評価できる。

施設従業員の雇用についても、施設の事業継続を積極的に図ることにより、施設譲渡時に従業員がいた施設で雇用交渉が終了した258施設のうち72%にあたる187施設において雇用の継続が図られており、引き続き高い実績を上げている。

これらの結果、施設整理機構が目標としてきた「時価を上回り売却すること」、「出資価格を毀損しないこと」を達成したことは、大いに評価できる。

社会保険病院等については、

- ・ 厚生労働省から譲渡指示を受けた2病院について、地元自治体の意向や地域医療の確保に配慮した譲渡が行われたこと

- ・ 財務調査及び不動産調査を実施し、これによって得られた統一的な基準に基づく基礎データを整備したこと
- ・ 財務内容と老朽度に基づく施設整備計画を策定し、委託先の自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断等を行ったこと

など、地域医療が損なわれることのないよう十分に配慮した適切な譲渡、経営状況・資産状況の把握等を通じた適切な運営、さらに病院機能を維持するために必要な整備を行ったことは大いに評価できる。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応についても、直ちに被災状況を把握し、迅速に被災病院の復旧工事に着手したことは高く評価できる。

以上により、平成22年度の業務実績については、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡が平成22年9月末までに完了し、当初の目標期間内に達成したこと、また、平成22年10月に解散予定であったものが、平成22年8月の法改正により、存続期限が2年間延長され、しかも、年金福祉施設等の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等に業務がシフトするといった施設整理機構業務のウエイトが大きく変化した中で、迅速かつ効率的に業務運営方法の見直しと組織・人員体制の変更を行うなど、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、新機構への改組に向けて引き続き指導力を発揮した積極的な取り組みを行ったことは大いに評価できる。

なお、年金福祉施設等の譲渡業務を行うための経費については、必要最小限の経費の執行に努めたことや積極的な事業継続による譲渡を進めるなど、最適な販売形態に向けた工夫・努力を行うとともに、人件費の削減を行いつつ、効率的な執行を徹底した結果、予算に対して7,222百万円、一般管理費（人件費を除く）は平成17年度比で33%（通常経費では45%）の節減が図られたことは評価できる。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別添として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 効率的な業務運営体制の確立

年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等という性質が大きく変化した施設整理機構の使命（ミッション）の中で、迅速に組織・人員体制の見直しを図り、また、

業務推進部を廃止し調査部を新設するなど、新たな使命（ミッション）に速やかに、柔軟に対応し、効率的な業務運営体制を構築した点は、独立行政法人の模範となるものである。

具体的には、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の譲渡が完了し、平成22年10月以降、譲渡業務は厚生労働省から指示された社会保険病院等の譲渡に限られることから、入札業務を担当していた業務推進部を廃止し、企画部に入札チームを設置するとともに、中期目標等の改正により社会保険病院等の運営・管理の一環として新たに行うこととされた社会保険病院等の経営状況の把握等の業務に的確に対応するため、調査部を新設する等、機動的に組織運営を行った。

さらに、譲渡業務の減少、組織改編により出向者、直接採用者の業務内容の見直しを行い、新たな業務に対応するための職員の配置転換を効率的に行いつつ、人員削減を行った。

このように、施設整理機構の置かれている環境変化に応じ、機動的に効率的かつ適切な事務運用体制を確立したことは大いに評価できる。

## （2）業務管理の充実

○年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）に関すること

業務の進捗管理については、幹部会や役員会のほか、機構設立当初から全職員が参加する理事長主催で毎朝行われる業務打合会に加え、システム化された進捗管理、実績管理によって、計画的に業務の進捗を図った結果、平成22年度の年度計画における譲渡対象18施設の譲渡を完了し、5年間という限られた期間で年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の全物件の譲渡を可能とした要因の一つであると考えられ、評価に値する。

また、偽情報等のリスク情報を迅速かつ適切に開示し、周知徹底と被害の未然防止を図り、また、関係当局への情報提供を行った結果、偽情報による被害の発生を抑止したことも評価でき、さらに、譲渡が完了し1年経過した後においても、特段の問題が生じていないことは事業リスクに対し適切に対応した結果であろうと評価できる。

○社会保険病院等に関すること

社会保険病院等の運営を行っている委託先公益法人の財務諸表では、社会保険病院等の土地・建物といった施設整理機構の保有資産が反映できないこと、また、統一的な基準で作成されていないことから、将来を見据えて、社会保険病院等の財務調査を実施し、実態ベースの財務諸表を作成し、データ

ベース化を行っている。

また、登記情報、不動産調査結果等についてもデータベース化を実施し、財務・不動産の両面から分析・検討を行うための基礎データを整備し、実態把握に努めたことは大いに評価できる。

### **(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減**

一般管理費（人件費を除く）は平成17年度比33%節減、平成21年度決算額との比較においては10%の節減となっている。少額の契約であっても複数の見積もり合わせを行うなど、必要最小限の執行に努めた結果である。業務費に係る冗費の点検削減についても着実に進めてられており、サテライトオフィスの賃料の引き下げ、サテライトオフィスの警備の廃止等経費の削減を行った。

また、人員削減についても法改正等による環境の変化や過渡的な状況を踏まえて機動的に組織の見直しを行いつつ人員を削減したことは大きく目標を達成しているものである。

### **(4) 各施設の経営状況等の把握**

○年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）に関すること

物件の価値を向上させる事業としての可能性や不動産としての活用方針を示す事業調査、不動産調査の結果のマーケティング資料を整備し、買受希望者に開示したことが、5年間という限られた期間で年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の全物件の譲渡を可能とした要因の一つであると考えられ、大いに評価に値する。

○社会保険病院等に関すること

財務調査、不動産調査を実施し、実態ベースの合算貸借対照表及び合算損益計算書を作成し、また、委託先公益法人の本部・病院間の内部取引を把握可能な連結財務諸表等を作成し、実態把握に努めたことは大いに評価できる。

### **(5) 施設整理機構の業務内容に関する地方公共団体への説明**

○年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）に関すること

理事長自ら地方公共団体のトップと面談の上、固定資産税減免等支援策の取り付けといった地方公共団体からの支援策を要請しており、その結果、地方公共団体が入札に参加し落札したものが、10施設、地方公共団体による収用に応じたものが7施設、固定資産税減免等支援策を得たものが53施設

設となった。また、固定資産税減免等の支援策を得た53施設のうち46施設については、地方公共団体の意向に沿った用途となっており、大いに評価できる。

○社会保険病院等に関すること

厚生労働省から譲渡指示を受けた社会保険浜松病院及び岡谷塩嶺病院の譲渡に当たっては、地元自治体と綿密な協議連絡を行い、その結果、地域医療の確保に配慮した譲渡を行ったことは、大いに評価できる。

## (6) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止

○年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）に関すること

平成22年度における譲渡業務の実績は、決算ベースで18施設56物件約49.1億円の売却額であり、計画比7.5億円のプラス、出資価格対比では109.9%の実績となっている。この結果、社会保険病院等を除く年金福祉施設等の全物件の譲渡が完了し、発足以来の実績は売却額2,185億円で、出資価格対比184億円のプラス、109.2%となっており、出資価格総額を上回る売却額を確保した。施設整理機構が目標としてきた「時価を上回り売却すること」、「出資価格を毀損しないこと」を達成したことは、大いに評価できる。

これまでの事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体から支援策を取り付けなど資産価値向上のための取組の成果の結果、5年間という限られた期間で年金福祉施設等の全物件の売却の完了に結びついたものと認められ、大いに評価に値する。

また、単に施設譲渡の目標を達成しただけではなく、雇用と公共性への配慮も行い、その結果、事業継続施設は74%、雇用継続施設は72%となっていることは、評価に値するものと言える。

○社会保険病院等に関すること

厚生労働省から譲渡指示を受けた社会保険浜松病院及び岡谷塩嶺病院の譲渡に、地元自治体の意向に配慮し、地域医療に貢献できる譲渡を行ったことは、評価できる。

## (7) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全

財務調査及び不動産調査によって得られた統一的な基準に基づく基礎データを整備するとともに、財務内容と老朽度に基づく施設整備計画を策定し委



託先の自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断等を行い資産価値の保全を行うとともに地域医療を維持したことは大いに評価できる。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応についても、直ちに被災状況を把握し、迅速に被災病院の復旧工事に着手したことは高く評価できる。

#### **(8) 買受需要の把握及び開拓**

昨今の厳しい経済環境において、平成22年度に残った年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）は、前年度において入札が不成立となった民間ベースでは有効活用が困難で、採算が厳しい大規模施設や、地方に点在する宿舍等であったが、地元自治体との粘り強い折衝による連携強化や民間の発想を最大限に生かし現況建物の有効活用を提案した企画提案型の買受者開拓等、施設整理機構が持つ全てのノウハウを結集した総力戦によるマーケティング活動を行った。その結果、高い競争性を生み出し、平均入札参加者数が5.2者と前年度の3.0者を大きく上回ったことは、大いに評価できる。

また、マーケティング資料が買受希望者から高い評価を得ていることもこの結果を裏付けているものである。

#### **(9) 情報の提供**

施設整理機構の運営状況等に関する情報については、透明性の確保に努め、最低売却価格の原則全件開示など、適切な情報開示を行ってきているが、平成22年8月に社会保険病院等を除く年金福祉施設等300施設の全物件の譲渡完了に係る総括を記者発表するとともにホームページ上で公表し、平成23年1月には、入札日、施設名、落札者名、売却額、予定価格、不動産鑑定価格、出資価格、事業収支（赤字・廃止）につき記者発表するとともにホームページ上で公表した。

これは、これまでの公的資産の譲渡に係る公表には前例がなく、大きく踏み込んだものであり、また、施設整理機構が公的資産売却に係るノウハウを蓄積・整理し、国や独立行政法人等にきめ細やかな情報の提供を行ったことは、社会的にも非常に価値のある財産になるものであり大いに評価できる。

#### **(10) 財務内容の改善に関する事項**

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画

の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

決算報告における収益の部は予算比147億円プラスの588億円、費用の部は予算比90億円マイナスの353億円となり、結果、総利益は235億円となり、予算比237億円のプラスとなっている。

これは、年金福祉施設等（社会保険病院等を含む）の譲渡により生じた収入が、予算416億円に対して実績496億円で予算対比80億円プラスと大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は235億円と予算を237億円上回ったものである。

予算差異はあるものの、収入増、経費節減を図った結果であり、厳しい経済環境の下、大いに評価できる。

### （11）その他業務運営に関する事項

人事については、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するため、譲渡専門職員については民間に準じた成果主義に基づく実績評価を、一般職員については国家公務員に準じた実績評価と能力評価による評価制度を導入し、適切な人事管理が行われた。

法改正等による環境の変化や過渡的な状況の中にも関わらず、機動的に人員の削減を図りつつ効率的な体制を確立し、成果主義の導入など職員のモチベーションを確保した点は大いに評価できる。

平成21年度に係る国庫納付金については、予算比376億円プラスの892億円の納付を確定し、決算終了後、平成22年9月に速やかに納付を完了した。また、平成22年度に係る国庫納付金については、東日本大震災により被災した病院の災害復旧経費が不明のため留保するといった弾力的な運用を行ったことは評価できる。

外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会については、社会保険病院等を除く年金福祉施設等の譲渡が完了したことから、2名の委員が退任され、新たに病院経営に関して知見を有する2名の委員に就任していただくなど、環境の変化に迅速に対応し、有効に機能させていることは評価できる。

施設整理機構の保有する個人情報については、法務文書課を中心に適切に保護・管理されていると認められ、引き続き適切な保護・管理を期待したい。

平成22年1月に新たに出資された終身利用型老人ホームの譲渡については、入居者が生涯にわたって生活することを配慮するなどの特殊性や難度の高い物件であるが、入居契約上の地位の承継、管理費等の水準の1年間維持、入居一時金の返還義務を付した承継など、入居者の終身利用権の保護を最大

限考慮した対応を行った。また、入居者への説明会を開催するなど、入居者に対するきめ細やかな対応も行われ、入居者の立場を損ねることなく譲渡、引き渡し完了したことは大いに評価できる。

## (12) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

### ① 財務状況について

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

決算報告における収益の部は予算比147億円プラスの588億円、費用の部は予算比90億円マイナスの353億円となり、結果、総利益は235億円となり、予算比237億円のプラスとなっている。

これは、施設譲渡により生じた収入が、予算416億円に対して実績496億円で予算対比80億円プラスと大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は235億円と予算を237億円上回ったものである。

予算差異はあるものの、収入増、経費節減を図った結果であり、目的達成のために尽力しており大いに評価できる。

### ② 保有資産の管理・運用等について

施設整理機構が保有する資産は、販売用不動産である社会保険病院等と固定資産である事務室間仕切りやネットワークシステム等だけであり、福利厚生施設等不要財産に該当するものの保有はなく、運営費交付金も受けていない。

また、施設整理機構においては、国庫納付までの間、業務上の余裕金について短期の資金運用を行っているが、運用方法は時価又は為替相場の変動等を受けない譲渡性預金、定期預金又は国庫短期証券に限定している。

以上のとおり、保有資産の管理・運用等は適正に行われており大いに評価できる。

### ③ 組織体制・人件費管理について

役員（理事長）の報酬等については、特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるように努めている。

役員（理事長）の報酬等及び職員の給与等については、平成22年度においても、国家公務員に準じ、俸給月額、特別手当及び賞与の支給割合の減額改定を行い、その結果、対国家公務員ラスパイレス指数は全国水準で103.7、地域・学歴勘案では95.6と100を下回り、適正な給与水準が維持されている。引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、引き続き適正な給与水準の維持に努めるよう期待する。

また、「行政改革の重要方針」による人員削減の取り組みについては、中期計画においては、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしている。

施設整理機構は、平成17年度末の人員である36名ではなく、施設整理機構の業務が本格化した41名を基準として評価を行うものと考えているが、社会保険病院等の出資により施設整理機構の業務量が増加する中であっても、組織管理体制の強化、効率的な人員配置及び効率的な業務の外部委託を行い、毎年、大幅な人員削減を図り平成21年度末の常勤職員数は、34名（平成17年度比5.6%）となっている。

平成22年度においては、

- (1) 9月末までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設の譲渡を完了させたこと
- (2) 法改正により当機構の存続期限が2年間延長され、10月以降の当機構の業務が、厚生労働大臣から指示のあった社会保険病院等の譲渡及び社会保険病院等の運営・管理へとシフトしたこと
- (3) 中期目標等の改正により「社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握等」の業務に取り組むこととされたこと

など施設整理機構の環境変化や組織の過渡的な状況を踏まえ、業務推進部を廃止し調査部を新設するなど機動的に組織の見直しを行い、社会保険病院等の運営・管理・譲渡に留意した業務運営体制を構築し、平成22年度末の常勤役職員数は31名となった点は大いに評価できる。

#### ④ 事業費の冗費の点検について

施設整理機構においては、事務費等の駆け込み執行や不要不急な出張等は行われておらず、給与振込経費も支出されていない。その他、継続的に支出する事務経費について、その必要性等を点検し、契約終了を含めた見直しを行い、引き続き必要な契約についても契約相手方と値段交渉等を行

うなど、徹底的なコスト削減を図った結果、一般管理費（人件費を除く）は平成17年度比33%（通常経費では45%）減、平成21年度決算額との比較においても10%の節減を達成したことは大いに評価できる。

#### ⑤ 契約について

施設整理機構においては、契約に係るすべての決裁について、事前審査として、①担当部、②総務部（経理担当）及び③理事長、理事、監事、入札執行及び契約審査担当の外部顧問等で構成する契約審査会における審査を受け、加えて全職員参加の毎朝の業務打合会において契約の概要を報告することを必須とし、事後には、四半期後毎に役員会において契約内容の検証を経て、契約監視委員会による審査を受けるという重層的かつ執行、審査の担当者（機関）の相互けん制が確保された審査体制が構築されている。

こうした審査体制や随意契約等見直し計画に沿って適切な契約の締結に努めた結果、平成22年度においては、一者応札・応募となったものはなく、また、随意契約についても、全て随意契約によらざるを得ないもの（借地契約等）だけとなっている点は大いに評価できる。

#### ⑥ 内部統制について

理事長の役職員へのミッションの周知等については、当機構では、40名程度の小規模な組織で、与えられた使命・任務を全職員に深く浸透させ、迅速かつ確実に達成するため、設立当初より理事長以下全職員が参加する毎朝の業務打合会を実施しており、そこで各部職員からの日々の業務の進捗状況や問題点等の報告がなされ、全員で共有・確認・議論した上で、理事長が最終的な方針・考え方をその場で決定がなされ、全職員に直接伝える仕組みとなっている。

理事長のリーダーシップについては、施設整理機構が時限かつ40名程度の小規模な組織であり、迅速かつ適正に業務を推進しなければならないことから、予算・財務、人事・組織を含むすべての業務について、理事長が方針を示し、機動的に遂行する仕組みとすることにより発揮されている。

また、理事長のマネジメントの実効性確保については、

- ・業務遂行の総括責任を有する各部長の下、統制ルートを明確化した組織体制の構築
- ・毎朝の業務打合会における各部署ごとの業務報告の義務づけ

・理事・監事による事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）により担保している。

理事長のマネジメントの発揮状況について、監事が、業務の重要な方針決定を行う幹部会（月2回）・役員会（月1回）に出席するとともに、毎週1回定例日に出勤し、事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）を行う中で、日常的に確認しており、内部統制に関する独立的評価として、事業全般にわたる監事監査を年1回実施しており、その結果については監事から理事長へ直接報告をしている。

監事監査においては、①経営全般、②計数計画と実績・業績評価、③組織体制、人事・組織運営、④内部統制、コンプライアンス、⑤情報システム、⑥外部監査、検査等の状況等について、各部に対しヒアリングを行うなど厳正な監査を実施している。

なお、監事は業務の重要な方針決定を行う幹部会（月2回）・役員会（月1回）に出席するとともに、毎週1回定例日に出勤し、事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）を行っており、日常的に客観的なモニタリングも行っている。

リスクの識別・評価・対応については、全職員参加の毎朝の業務打合せにおいて、各部からの業務報告等から問題点等を洗い出し、全職員で議論し、理事長の方針の下、迅速かつ適切に対応することで円滑に業務を進めている。

また、リスク対応の経緯等については、組織内で回覧する他、機構データベースに蓄積することにより、全職員で情報の共有化を図っている。

以上のとおり、理事長の強力なリーダーシップをはじめとする施設整理機構の組織規模、使命等に的確に対応した内部統制環境を確立したことにより、平成22年9月までに社会保険病院等を除く年金福祉施設等300施設の譲渡・廃止を完了させ、これまでのところ大きな問題も発生していないことは大いに評価できる。

## ⑦ 事務・事業の見直し等

### 【病院の計画的整理】

社会保険病院等の譲渡については、厚生労働省において社会保険病院等の所在する自治体に対するアンケートを実施（平成22年9月）し、これまで当該自治体等へのヒアリング等を通じて、病院の譲渡についての自治体における意向の確認を行うなど譲渡に向けた取組を行っている。

また、病院の譲受けを希望する自治体への譲渡を促進するため、譲渡手続きを見直し、自治体に優先的に譲渡できる仕組みを新設した（平成23年6月8日）。

施設整理機構においては、厚生労働省からの譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡を進めることとしており、平成22年度においては、平成23年2月18日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険岡谷塩嶺病院（長野県岡谷市所在）を岡谷市に譲渡することとし、平成23年3月に、同病院の引渡しを完了しており、病院の計画整理が行われているものである。

#### 【業務の効率化】

サテライトオフィスの賃借料について平成23年1月分より引き下げを行った（1ヶ月▲345千円）ほか、両面・集約コピーの活用によるコピー用紙の節減や備品・消耗品等の継続的使用の徹底等経費節減に努めていることは評価できる。

#### 【事務所等の見直し】

法改正により施設整理機構は、同改正法の公布日から3年以内の政令で定める日（政令は未公布）に、新機構に改組されることとなり、本部についても現在の千葉県ではなく東京都に設置することとなっている。

今後、新機構への移行準備作業も必要となることから、サテライトオフィスの取扱については、経費節減はもとより円滑な移行準備作業も勘案しながら、現在の本部の取扱と併せて検討されることに期待したい。

#### ⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

#### ⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から同年8月5日までの間、施設整理機構の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ意見は寄せられなかった。